

スターティインターナショナル株式会社 STARTY INT'L Inc.
損害賠償等請求事件 準備書面2 (原告)

平成 年 損害賠償等請求事件
原告 スターティインターナショナル株式会社
被告

準備書面 2 (原告)

平成 24 年 日

裁判所 民事 御中

原告訴訟代理人弁護士 石 井 邦 尚



同 官 島 渉



1 本件各記述の名誉毀損該当性等については訴状及び原告準備書面1で主張したとおりであり、本件各記述について公益目的も真実性も認められず違法性が阻却されないこと等は原告準備書面1で述べたとおりであって、その後の被告準備書面等を踏まえても、原告は本件訴訟で必要な主張・反論を既にほぼ尽くしているところであるが、本準備書面にて、若干の補足をする。

なお、民事訴訟手続きを行っている以上、訴訟に必要な範囲で主張・反論を行うのは当然のことであり、被告らが縷々主張する事項に一々反論しないからといって、被告らの主張を認めるものではない。被告らは「擬制自白」云々を主張するが、原告は、準備書面1及び本準備書面で明確に取り上げていない被告らの主張についても、すべて否認ないし争うものである。

2 本件各記述の真実性について

(1) 本件各記述の内容と真実性の立証対象

原告準備書面1・1で述べたとおり、本件各記述の中心となっている内容は、一般読者の普通の注意と読み方によれば、原告が、組織的・日常的に刑法上の詐欺を行っているということを意味するものとして理解されることは明らかである。

詐欺行為とは、財産的処分行為に向けた欺罔行為を故意に行うことであり、平たく言えば、意図的に相手を騙して契約締結の勧誘等を行うということである。訴状別紙表現目録の通番1で記載されている「悪意の虚偽説明による勧誘」という言い換えでも実質的に同じことである。

したがって、名誉毀損の違法性阻却要件としての真実性を主張するのであれば、被告らは、原告が、組織的・日常的に、意図的に相手を騙して契約締結の勧誘を行っていること（悪意の虚偽説明による勧誘を行っていること）を立証する必要がある。

(2) 別件訴訟の控訴審判決について

原告準備書面1・3(2)で述べたとおり、別件訴訟の控訴審判決において認定された原告と被告■■■■との本件広告掲載契約締結等の経緯の概要は、次のようなものである。

- ① 平成■■■■年■■■■月■■■■日、本件広告掲載契約を締結。
- ② 同月10日、被■■■■原告従業員との間で、乙2・35の電話がなされた。
- ③ ②の電話の後、被■■■■は、広告申込料金を支払った。

ただし、別件訴訟の控訴審判決では、②原告の従業員と被告■■■■との乙2・35の電話の後に、③被■■■■が広告申込料金を支払ったと認定されているが、これは事実と反する。被告らによれば、乙38・50の電話の後に、乙2・35に続くとのことであるが（乙50の末尾参照）、乙38・50の会話の流れ、特に原告の従業員が「あ、こちらの方からも、ご入金の方を頂きまして、・・・

確認の方が取れまして有り難う御座います。」「で、あの確認の方は取れていますので・・・有り難う御座いますという事をお伝えしようと思って」と話していることからすれば、乙38・50及び乙2・35の電話よりも前に、被告■■■■は広告申込料金を支払っていたと考えられるものである。なお、原告は、ユーザイドの広告すべてについて、ハイステージにリンクバナーを掲載していたわけではなく、上記②の電話の段階で、被告■■■■広告のリンクバナーをハイステージに掲載すると決めていたわけではない。

いずれにせよ、別件訴訟控訴審判決の事実認定を前提にしても、本件広告掲載契約が締結された後(4日後)に乙2・35の電話がなされているのであり、原告従業員が被告らを騙して契約締結の勧誘を行ったものではないことは明らかである。乙38・50をふまえた正しい事実認定に基づけば(乙38は別件訴訟の上告審において甲38として提出されたものであり(乙49)、控訴審判決は乙38・50を前提としていないものである。)、なおさらである。

したがって、別件訴訟の控訴審判決は、本件各記述の真実性を立証するようなものではない。

(3) その他の証拠について

乙27・28の件はクリック数保証がなされた取引先について、アクセス数の計測について意見が食い違ったものであり、虚偽説明による勧誘が問題となったものではない。乙14, 15, 16, 22, 33, 34, 53, 54は、インターネット上の掲示板等になされた匿名の投稿であり、その信用性は極めて低く、内容も具体性に欠けるものであって、これらによって、真実性が立証されるものではない。

3 損害について

被告らは、平成24年■■■■月、大和企业投資株式会社のinfoアドレス宛に同

社の社長宛のメールを送信し、被告準備書面1のPDFデータを送り付けた。被告らは、大和企業投資から連絡を受け、対応に追われることとなった。本件訴訟係属中に原告の取引先にこのような行為を行うことは被告らの悪質性を端的に示すものであり、原告の被った損害（無形損害）の額を算定するにあたっては、かかる悪質性も十分に考慮されるべきである。

以上